



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
 公安委員会事項
- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 1
 人事委員会事項
- 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則…………… 7
- 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則…………… 13

告 示

沖縄県告示第29号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字波照間	令和2年2月28日（金曜日）午前10時30分から午後1時まで	波照間農村集落センター

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字波照間	令和2年2月28日（金曜日）	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第1号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月28日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号オ(㉗)中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

第10条第1号ア(㉘)中「自動車専用道路」を「自転車専用道路」に改める。

第21条から第23条までを次のように改める。

(試験の停止等)

第21条 公安委員会は、法第97条の3第1項の規定により免許を受けようとする者（以下「受験者」という。）が次に掲げる不正手段によって試験を受け、又は受けようとしたときは、その試験を停止し、若しくは退場を命じ、又は合格の決定を取り消すことができる。

- (1) 他人と共謀して自己の試験を受けさせ、答案の交換をし、その他不正の行為をしたとき。
- (2) 筆記試験において、盗み見又はこれに類する行為をしたとき。
- (3) 氏名又は生年月日を偽っていたとき。
- (4) 試験を進行し、又は秩序を維持するために、試験係員が行う必要な指示に従わなかったとき。
- (5) 試験に関し自己又は他人のため試験官等に対して金品の授受等があったとき。

2 公安委員会は、前項の規定により合格の決定を取り消したときは、運転免許試験合格取消通知書（様式第16号）によりその者に通知するものとする。

(試験等の合格通知)

第22条 公安委員会は、試験又は審査に合格した者に対しては掲示板に掲示して又はその他の方法により、試験又は審査を実施した都度それぞれ本人に通知するものとする。

(医師の届出等)

第23条 法第101条の6第1項の規定による医師の届出は、届出書（様式第16号の2）を公安委員会に提出して行うものとする。

2 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求は、確認要求書（様式第16号の3）を公安委員会に提出して行うものとする。

3 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求に対する回答は、回答書（様式第16号の4）によって行うものとする。

4 法第101条の6第4項に規定する通知は、届出移送通知書（様式第16号の5）によって行うものとする。

第24条の2第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「診断書提出命令書」を「診断書提出命令書（基準該当者）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第102条第1項から第3項までの規定による医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書（基準該当者以外の者）（様式第17号の9）によって行うものとする。

様式第16号中「第22条」を「第21条」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第16号の2（第23条関係）

届出書	
年 月 日	
<p>沖縄県公安委員会 殿</p> <p>道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">届出医師</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">医療機関名</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊞</p>	
患	住 所

者	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)	
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

様式第16号の3 (第23条関係)

確認要求書 年 月 日 沖縄県公安委員会 殿 道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。 要求医師 住 所 医療機関名 氏 名 ㊟		
患 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)

(回答書送付先)

医 療 機 関 名	
所 在 地	〒 —
電 話 番 号	

様式第16号の4 (第23条関係)

回答書 沖公委(免)第 号 年 月 日 殿 沖縄県公安委員会 印 道路交通法第101条の6第2項の規定により、次のとおり回答します。			
患 者	住 所		
	氏 名		男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日	生 (歳)
病 名			
運 転 免 許 の 有 無		対象者は、 年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けたものである。 <input type="checkbox"/> 受けたものではない(仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。)。	
参 考 事 項			

備考 この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法(明治40年法律第45号)第134条(秘密漏示)が適用されます。

様式第16号の5 (第23条関係)

届出移送通知書

沖公委（免）第 号
年 月 日

公安委員会 殿

沖縄県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第4項の規定により、次の者について届出移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
理 由	
備 考	

備考1 医師の届出に係る受理票（写）等を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号の8を次のように改める。

様式第17号の8（第24条の2関係）

診断書提出命令書（基準該当者）

沖公委（免）第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

沖縄県公安委員会 印

道路交通法 第90条第8項 第18条の4第2項
第103条第6項 の規定により、次のとおり道路交通法施行規則 第29条の5第2項

に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒否又は保留
保 留
取消し又は効力の停止
効 力 の 停 止

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の
の処分を受けることとなります。

診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	
そ の 他 必 要 な 事 項	
備 考	

備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合にはそれぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」を受けることとなります。

2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号の8の次に次の1様式を加える。

様式第17号の9（第24条の2関係）

診 断 書 提 出 命 令 書 (基 準 該 当 者 以 外 の 者)

管理番号	
------	--

沖公委（免）第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

沖縄県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるか否かに関する当該医師の

意見が記載されているもの)を提出してください。
 なお、やむを得ない理由がなく診断書を提出しない場合には、
 が拒否される
 運転免許が保留される
 が取り消される こととなりますので、御注意ください。
 効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるか否かに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

備考 この通知について、不明な点がある場合には、沖縄県警察運転免許センター(098-851-1000)までお問い合わせください。

附 則

この規則は、令和2年1月28日から施行する。

人事委員会事項

会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則をここに公布する。

令和2年1月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第1号

会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本報酬額)

第2条 条例第2条第1項の人事委員会規則で定める基準は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。)第11条、第12条、第14条第1項、第14条の2及び第15条の規定による号給に応じた給料月額(以下「報酬基礎額」という。)を計算の基礎として、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額(その額に、5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げるものとする。以下「基本報酬額」という。)とする。この場合において、初任給等規則第14条の2第1項中「別表第4に定める経験年数換算表」とあるのは「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則(令和2年沖縄県人事委員会規則第1号)別表第1に定める経験年数換算表」と、初任給等規則第15条中「第13条又は第14条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(1) 日額で定められている報酬 報酬基礎額を21で除して得た額

(2) 時間額で定められている報酬 報酬基礎額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(3) 月額で定められている報酬 報酬基礎額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

2 事務補助(常勤の職員の補助的又は定型的な業務を行う職をいう。)に任用される会計年度任用職員(沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)第5条第1項第1号の行政職給料表に掲げる給料月額を計算の基礎とする職員に限る。)の報酬基礎額は、初任給等規則別表第2に定める行政職給料表初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の「初級」の区分に対応する初任給欄の号給に応じた給料月額を超えないものとする。

3 報酬基礎額を算定するための給料表の種類及び職務の級並びに第1項に掲げる報酬の別は、任命権者が定めるものとする。

(地域手当の額に相当する額)

第3条 条例第2条第3項の地域手当の額に相当する額は、地域手当に関する規則(平成18年沖縄県人事委員会規則第11号)別表に掲げる地域に在勤する会計年度任用職員に支給する。

2 地域手当の額に相当する額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額(その額に、5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 日額で基本報酬額(条例第2条第1項ただし書の規定により人事委員会と協議して定める報酬の額を含む。以下同じ。)を支給する会計年度任用職員 報酬基礎額及び報酬基礎額に地域手当に関する規則別表に定める級地の区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額(以下「地域手当基礎額」という。)を21で除したものから基本報酬額を減じて得た額

(2) 時間額で基本報酬額を支給する会計年度任用職員 地域手当基礎額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除したものから基本報酬額を減じて得た額

(3) 月額で基本報酬額を支給する会計年度任用職員 地域手当基礎額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じたものから基本報酬額を減じて得た額

(時間外勤務手当の額に相当する額)

第4条 条例第2条第3項の時間外勤務手当の額に相当する額は、任命権者が定める勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対して、当該勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額に相当する額は、前項に規定するその勤務した時間1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に任命権者が定める勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 任命権者が定める勤務時間が割り振られた日(次条の規定により任命権者が定める勤務時間中に勤務した会計年度任用職員に休日勤務手当の額に相当する額が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 前項の勤務1時間当たりの報酬額(次条及び第6条において同じ。)は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる会計年度任用職員 基本報酬額及び地域手当の額に相当する額の合計額を任命権者が定める勤務時間で除して得た額
 - (2) 前条第2項第2号に掲げる会計年度任用職員 基本報酬額及び地域手当の額に相当する額の合計額
 - (3) 前条第2項第3号に掲げる会計年度任用職員 基本報酬額及び地域手当の額に相当する額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額
- 4 会計年度任用職員が、任命権者が定める勤務時間が割り振られた日において、当該勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における当該勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「任命権者が定める勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当の額に相当する額)

第5条 条例第2条第3項の休日勤務手当の額に相当する額は、休日等（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条（第3項を除く。）に規定する休日及び同条例第7条の2第1項に規定する休日の代休日をいう。）において任命権者が定める勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対して、当該勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

- 2 休日勤務手当の額に相当する額は、前項に規定するその勤務した時間1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる会計年度任用職員 100分の35

(2) 第3条第2項第3号に掲げる会計年度任用職員 100分の135

(夜間勤務手当の額に相当する額)

第6条 条例第2条第3項の夜間勤務手当の額に相当する額は、任命権者が定める勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した会計年度任用職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

- 2 夜間勤務手当の額に相当する額は、前項に規定するその勤務した時間1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

(宿日直手当の額に相当する額)

第7条 条例第2条第3項の宿日直手当の額に相当する額は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた会計年度職員に対して、その勤務について支給する。

- 2 宿日直手当の額に相当する額は、前項の勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 宿日直手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第17号）第2条第1項第1号から第7号までに掲げる勤務 7,400円

(2) 宿日直手当に関する規則第2条第1項第8号及び第9号に掲げる勤務 6,100円

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 4,400円

- 3 任命権者が定める勤務時間が午前8時30分から午後零時30分までと割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務についての宿日直手当の額に相当する額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。

- 4 第1項の勤務は、第4条から前条までの勤務には、含まれないものとする。

(期末手当の支給に係る任用の期間)

第8条 条例第5条第1項前段の人事委員会規則で定める任用の期間は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この条、次条及び第13条において同じ。）に現に職員として任用されている日の属する年度において、当該職員と任命権者を同じくする次に掲げる職員として在職した期間（同一の期間に2以上の重複する任用の期間がある場合にあっては、いずれか1の任用の期間）とする。

(1) 会計年度任用職員（次条第1項第1号に該当する職員を除く。）

(2) 給与条例の適用を受ける職員

2 基準日（6月1日に限る。）現在に現に職員として任用されている日の属する年度の前年度以前から引き続き当該職員と任命権者を同じくする前項各号に掲げる職員として前年度に在職した期間（同一の期間に2以上の重複する任用の期間がある場合にあつては、いずれか1の任用の期間）は、前項の人事委員会規則で定める任用の期間に含むものとする。

（期末手当を支給しない職員）

第9条 条例第5条第1項前段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である職員
 - (2) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号又は沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）第2条の規定に該当して休職にされている職員のうち、報酬の支給を受けていない職員をいう。）
 - (3) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
 - (4) 停職者（法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。）
 - (5) 専従休職者（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）
 - (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第7条第1項に規定する職員以外の職員
 - (7) 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致された職員
 - (8) 基準日前1箇月以内に退職した条例又は給与条例の適用を受ける職員のうち、条例又は給与条例の規定により期末手当の支給を受ける職員（その退職した日の最初の基準日において任命権者を同じくするものに限る。）
- 2 前項第1号の1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である職員は、任用の期間中における任命権者が定める勤務時間数の合計数を任用の期間における週の数で除して得た時間数が15時間30分未満となる職員とする。この場合において、基準日現在で任命権者及び職務内容が同一の会計年度任用職員としての任用の期間が2以上ある場合は、これらの任用の期間を1の任用の期間とみなすことができる。

第10条 条例第5条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条第1項各号のいずれかに該当する職員であった職員
- (2) その退職の後基準日までの間において、同一の任命権者に会計年度任用職員として任用された職員（期末手当を支給される職員に限る。）
- (3) 基準日前1箇月以内に退職した職員であつて、当該職員として在職した期間及び第8条に規定する任用の期間を合算した期間が6箇月未満となる職員（期末手当の支給日）

第11条 条例第5条第1項前段の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる基準日に応じ、それぞれ当該各号に定める日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。

- (1) 6月1日 6月30日
- (2) 12月1日 12月10日

（期末手当に係る在職期間）

第12条 条例第5条第2項に規定する在職期間は、会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第9条第4号及び第5号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
 - (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- 3 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して、休職にされたときは、その期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。
- 4 基準日前6箇月以内の期間において、第8条に規定する職員として在職した期間は、第1項の在職期間

に算入する。

(期末手当基礎額)

第13条 条例第5条第3項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額（その額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

(1) 第3条第2項第1号に掲げる会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬額及び同条に規定する地域手当の額に相当する額を合算した額（第9条第2項後段の規定の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、基準日に最も近い日現在の任用の日において当該職員が受けるべき額。以下この条において「基本報酬額等」という。）に任命権者が定める1箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額

(2) 第3条第2項第2号に掲げる会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬額等に38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたものを12で除したものを乗じ、その額に任命権者が定める1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

(3) 第3条第2項第3号に掲げる会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬額等

2 条例第2条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員のうち、任命権者が必要であると認めるものの期末手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定めるものとする。

(普通交通機関等に係る通勤費用相当額の算出の基準)

第14条 普通交通機関等に係る通勤費用相当額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、任命権者が定める勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(交通の用具)

第15条 条例第6条第2項の人事委員会規則で定めるものは、自転車、舟艇、自動車その他の交通用具とする。ただし、地方公共団体又は国の所有に属するものを除く。

(自動車等使用の場合の通勤費用相当額)

第16条 条例第6条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、別表第2の自動車等の使用距離の片道欄に掲げる距離に応じ、同表の額欄に掲げる額とする。

(通勤費用相当額に係る端数処理)

第17条 条例第6条第2項各号及び同条第3項の規定により通勤費用相当額を算定する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(通勤費用相当額に係る届出)

第18条 会計年度任用職員は、新たに任用された場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する費用に変更があった場合は、通勤届（別記様式）により、その通勤の実情を速やかに所属長に届け出なければならない。

2 前項の規定により新たに任用された場合の届出が、任用された日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から通勤費用相当額を支給する。

3 通勤費用相当額は、これを受けている会計年度任用職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から改定する。ただし、通勤費用相当額を増額して改定する場合は、第1項の規定による住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する費用に変更があった場合の届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から改定する。

4 所属長は、現に通勤費用相当額の支給を受けている会計年度任用職員について、その職員が条例第6条第1項の会計年度任用職員としての要件を具備するかどうか及び通勤費用相当額が適正であるかどうかを当該会計年度任用職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(非常勤職員の給与に関する規則の廃止)
- 2 非常勤職員の給与に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第28号)は、廃止する。

別表第1 (第2条関係)

経験年数換算表

経歴	換算率
条例の適用を受ける職員としての在職期間(他の地方公共団体の会計年度任用職員としての在職期間を除く。)	100分の100以下
国家公務員、地方公務員(条例の適用を受ける職員としての在職期間を除く。) 又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	100分の80以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	100分の80以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)	100分の100以下
その他の期間	100分の25以下

別表第2 (第15条関係)

自動車等の使用距離の片道	額
5キロメートル未満	110円
5キロメートル以上10キロメートル未満	260円
10キロメートル以上15キロメートル未満	410円
15キロメートル以上20キロメートル未満	560円
20キロメートル以上25キロメートル未満	710円
25キロメートル以上30キロメートル未満	850円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,130円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,250円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,340円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,450円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,550円
60キロメートル以上65キロメートル未満	1,640円
65キロメートル以上70キロメートル未満	1,740円
70キロメートル以上	1,900円

別記様式 (第18条関係)

通勤届

年 月 日提出

所属長	勤務公署名	
-----	-------	--

	殿	所在地					
氏名	印	平均1箇月当たりの 通勤所要回数					
住所							
会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則第18条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。							
届出の理由 (該当する□にレ印を付する。)		<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。 (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)					
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃の負担額の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()		(届出の理由が生じた日) 年 月 日					
順路	通勤方法 の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車 券等の額	備考
1 □		住居から (経由) まで	. km	分		円	
2 □		から (経由) まで	. km	分		円	
3 □		から (経由) まで	. km	分		円	
4 □		から (経由) まで	. km	分		円	
5 □		から (経由) まで	. km	分		円	
他に利用できる交通機関の 名称及び利用 区間等						総通勤距離	. km
						総所要時間	分
記入上の注意及び添付書類 1 「平均1箇月当たりの通勤所要回数」欄には、常勤の職員と同様の勤務形態の場合は21回と記入する。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、バス等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券(1箇月)、回数券等の別を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、回数券の価額等乗車券等に応ずる額を記入する。 5 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。 6 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記載する。 7 通勤経路の略図(経路朱線)は、この様式の裏面に記入する。 8 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 9 届出を行う場合は、通勤届に次に掲げる書類を添付すること。 (1) 住民票その他居住地を証明する書類 (2) 運賃の負担を証明する領収書(自動車等を使用することを常例とする者を除く。)							

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則をここに公布する。

令和2年1月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第2号

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の勤務時間及び休暇の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり36時間45分を超えない範囲内で、任命権者が定めるものとする。ただし、特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1月につき1週間当たり36時間45分を超えない範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする会計年度任用職員の勤務時間は、任命権者が別に定めることができる。

3 会計年度任用職員が勤務時間の全部又は一部について勤務公署（公署に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。第8条第12号において同じ。）外で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いとき（任命権者が定める場合に限る。）は、任命権者が定める勤務時間勤務したものとみなす。

4 会計年度任用職員の勤務すべき日は、任命権者が定めるものとする。

(休憩時間)

第3条 会計年度任用職員の休憩時間は、条例第4条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第4条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限は、条例第6条の4の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

(年次休暇)

第5条 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の適用を受ける職員として初めて採用された日（以下「採用日」という。）から起算して2月間継続勤務（任命権者を同じくする職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。

(1) 採用日から2月経過日（採用日から起算して2月を超えて継続勤務する日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日までの期間において出勤した日数に、2月経過日から6月経過日（採用日から起算して6月を超えて継続勤務する日をいう。次号において同じ。）の前日までの期間における全勤務日（任命権者が定める勤務すべき日をいう。次号及び次項において同じ。）の日数を加えた日数

(2) 採用日から6月経過日の前日までの期間における全勤務日の日数

2 採用日から起算して1年2月以上継続勤務し、かつ、2月経過日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日（以下「基準日」という。）の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。

3 前2項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、2月経過日から1年ごとに区分した各期間に受けなかった日数がある場合は、その日数を当該期間満了の日の翌日の属する期間に限り、繰り越すことができる。

4 会計年度任用職員が任命権者を異にする職に新たに採用された場合は、その採用された日を採用日として、第1項から前項までの規定を適用するものとする。

5 年次休暇は、会計年度任用職員の請求する時期に与えるものとする。ただし、任命権者は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。

6 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、会計年度任用職員から要求があった場合は、1時間を単位として与えることができる。

7 年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第6条 任命権者を同じくする職（会計年度任用職員の職を除く。）にあった者が引き続き会計年度任用職

員として新たに採用された場合は、採用日前に任用されていた職（以下「従前の職」という。）に採用された日を採用日として、前条の規定を適用するものとする。

- 2 前項の規定の適用を受ける会計年度任用職員が従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇は、前条の規定により与えられた年次休暇とみなす。ただし、従前の職の任用期間中に与えられた年次休暇に相当する休暇の日数のうち受けなかった日数がある場合は、同条第3項の規定にかかわらず、その年次休暇に相当する休暇が与えられた日から起算して2年を経過する日まで受けることができるものとする。
- 3 前項の場合において、前条第2項の規定により与えられる年次休暇の日数に前項の規定により受けることができるとされた日数を加えて得た日数は、40日を超えないものとする。
- 4 第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員のうち、従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇の日数が別表第1の規定を適用した場合に与えられるべき年次休暇の日数に満たないものには、採用日にその満たない年次休暇の日数を与えるものとする。

（年次休暇以外の有給休暇）

第7条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認める日又は時間
- (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間
- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間
- (5) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内
- (6) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。） その理由の発生している期間
- (7) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合又は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間
- (8) 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第2の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間
- (9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間
- (10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏期における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間

（無給休暇）

第8条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間
- (2) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (3) 生後1年に達しない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計

- 年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
- (5) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
- ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母
- イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者
- エ 子の配偶者及び配偶者の子
- (6) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、会計年度任用職員の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で任命権者が指定する期間（以下この号及び次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）
- ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
- イ 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
- ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないもの
- (7) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について、1日につき任命権者の定める勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下「介護時間」という。）
- ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
- イ 1日につき任命権者の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの
- ウ 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
- (8) 女性の会計年度任用職員が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (9) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (10) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (11) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しよ}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い

必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

- (12) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 任命権者の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により任命権者が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあつては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間
 - (13) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
 - (14) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 任命権者が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- 2 任命権者を同じくする職（会計年度任用職員を除く。）にあつた者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、前項第6号及び第7号の規定を適用するものとする。
- 3 次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 介護休暇 1日又は1時間（1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内の時間）
 - (2) 介護時間 30分（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた時間）の範囲内（沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）の時間）
- （特例）
- 第9条** 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下この条において「外国青年招致事業」という。）により招致された職員の勤務時間及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、外国青年招致事業の実施の基準に従い、任命権者が定めるものとする。
- （雑則）
- 第10条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	採用日から起算した継続勤務の期間						
		2月	1年2月	2年2月	3年2月	4年2月	5年2月	6年2月以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

- 1 週の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあってはこの表の左欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。
- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員又は1年間の勤務日数が216日以下とされている会計年度任用職員であって、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

別表第2（第7条関係）

死亡した者	日数
配偶者又は父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者若しくは配偶者の祖父母又は兄弟姉妹の配偶者若しくは配偶者の兄弟姉妹	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---